

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.7 (臨時増刊号)

令和2年12月16日作成

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」(令和2年12月15日医療課事務連絡)により、「小児の外来における対応について」、「転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について」等の臨時的な取扱いが示されています。

本追補では、当該事務連絡の主な内容と書籍内容の変更点をまとめています。

なお、この臨時的な取扱いは、当面、令和2年度中(令和3年2月診療分)までの措置とし、令和3年度(令和3年3月診療分以降)の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において検討することとされています。

当該事務連絡は『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html)』の[診療報酬関連情報データベース](http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html)に掲載していますので、ご活用下さい。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html)

【臨時的な取扱いの概要】

1 小児の外来における対応について

小児の外来診療等における取扱いは次のようになります。なお、当該診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ることが必要です。

医 科	保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、 医科点数表の A000初診料 A001再診料 A002外来診療料 B001-2小児科外来診療料 B001-2-11小児かかりつけ診療料 を算定する場合	現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、 100点 をさらに算定 (「100点」はA000初診料「注6」に規定する「乳幼児加算」に相当する点数及びA001再診料「注12」に規定する「地域包括診療加算1」に相当する点数を合算した点数)
歯 科	保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、 歯科点数表の A000初診料 A002再診料 を算定する場合	現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、 55点 をさらに算定 (「55点」はA000初診料「注5」に規定する「乳幼児加算」に相当する点数、A002再診料「注3」に規定する「乳幼児加算」に相当する点数及びA002再診料「注8」に規定する「再診時歯科外来診療環境体制加算2」に相当する点数を合算した点数)
調 剤	保険薬局において、6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、 薬剤服用歴管理指導料 かかりつけ薬剤師指導料 を算定する場合	現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、 12点 をさらに算定 (「12点」は薬剤服用歴管理指導料「注8」に規定する「乳幼児服薬指導加算」に相当する点数)

2 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関においては、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、**750点**(A210の「2」二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数)を算定できます。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明することが必要です。

3 その他の診療報酬の取扱いについて (Q&A)

問1 上記「1 小児の外来における対応について」について、小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

(答) 「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針・第1版(小児COVID-19合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

(院内感染防止等に留意した対応の例)

- ・ COVID-19に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- ・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- ・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。

問2 上記「1 小児の外来における対応について」について、小児の外来診療において特に必要な感染予防策を講じて診療等を行う保険医療機関等において、6歳未満の乳幼児に対して、「新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課, 医薬・生活衛生局総務課事務連絡)及び「歯科診療における新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課, 医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合、どのような取扱いとなるか。

(答) 上記「1 小児の外来における対応について」については、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で実施された診療等を評価するものであるため、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合は、算定できない。

問3 上記「2 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について」について、「新型コロナウイルス感染症から回復した」とあるが、転院先医療機関においては、例えば、再発等がなく、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」として記載されない場合であっても、A210の「2」二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)は算定できるか。

(答) 算定できる。なお、その場合、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

問4 新型コロナウイルス感染症に伴う安静(治療の有無を問わない)による廃用症候群であって、一定以上の基本動作能力等の低下を来している患者について、H001-2廃用症候群リハビリテーション料を算定できるか。

(答) 要件を満たせば算定できる。

【書籍内容の変更点】

頁	欄	行	変更前	変更後
附37	右	下から13～4行目	<p>3. 転院を受け入れた医療機関に係る評価について</p> <p>新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、A210の「2」二類感染症患者入院診療加算(250点)を算定できることとすること。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。</p>	〔廃止〕
附39	右	下から9～1行目	<p>問6 本事務連絡の3「新型コロナウイルス感染症から回復した」とあるが、転院先医療機関においては、再発等がない限り新型コロナウイルス感染症の診療が行われないものと思料される。その場合については、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」と記載されない事例もあり得るとの理解でよいか。</p> <p>(答) 貴見のとおり。なお、その場合においては、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>	〔廃止〕